

第18表 通勤手当の支給状況

その1 交通機関利用者に対する支給状況

支給形態		事業所の割合	
全額支給制		68.5 %	100.0 %
制限支給制	全額支給に近いもの	31.5	
	その他	—	

(注) 「全額支給に近いもの」とは、制限支給制をとっているが、従業員におおむね実際の運賃相当額が支払われている場合をいう。

備考 全額支給限度額以内である職員の割合は、99.96% (全職員) である。

その2 交通用具使用者に対する支給状況

支給形態別	事業所の割合
運賃相当額制	2.1 %
距離段階別定額制	97.9
一律定額制	
その他	

(注) 交通用具使用者に通勤手当を支給する事業所を100としたときの割合である。

第19表 特別給の支給状況

項目		区分	三重県	全国	
				事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与 月額	上半期(A1)		356,449 円	353,290 円	278,010 円
	下半期(A2)		347,265	356,821	280,242
特別給の 支給額	上半期(B1)		768,197 円	778,263 円	472,406 円
	下半期(B2)		781,700	787,735	493,718
特別給の 支給割合	上半期(B1/A1)		2.16 月分	2.20 月分	1.70 月分
	下半期(B2/A2)		2.25	2.21	1.76
年間の平均			4.41 月分	4.39 月分	

(注) 下半期は平成15年8月から平成16年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。